

陸上幕僚長
殿
海上幕僚長

事務次官

連隊の廃止及び自衛艦の除籍等に伴う自衛隊旗及び自衛艦旗の取扱いに
について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

記

- 1 連隊の廃止に伴う当該連隊の自衛隊旗の取扱いは、自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号。以下「訓令」という。）第54条及び第55条に規定する自衛隊旗授与式の場合に準じて行うものとする。
- 2 自衛艦の除籍等に伴う当該自衛艦の自衛艦旗の取扱いは、訓令第56条及び第57条に規定する自衛艦旗授与式の場合に準じて行うものとする。